

一般財団法人日本国際政治学会

2018年度事業計画書

I. 年次研究大会・研究会の開催

1. 年次研究大会（11月2日～4日）を大宮ソニックシティ（埼玉県さいたま市）にて開催する。
2. 共通論題と部会は企画・研究委員会が企画する。分科会は分科会責任者連絡会議が企画する。両者とも会員に広く報告機会を提供し、同時に公募制により採択される部会、分科会も開催する。会員による最新の研究成果の報告・討議を通じて、学术交流の充実を図る。
3. 韓国国際政治学会（Korean Association of International Studies）と合同部会を企画するなど、国際的な学术交流を推進する。
4. 積極的に広報活動を行うとともに参加手続きを一層簡便化するなどして、多数の会員の参加を促す。託児施設を利用する会員には助成を行う形で便宜を図る。
5. 研究大会はすべて一般に公開され、それを通じて専門的な学術研究の成果を広く社会に向けて発信する。また一部の部会では無料で一般に公開し、共通の関心を持つ市民や隣接学術領域の専門家との交流を進めるなど、公益に資する事業を行う。

II. 学会誌の発行

1. 和文機関誌『国際政治』を年4回発行する。第193号・194号・195号は、歴史、地域、理論・イシューのいずれかの分野における特集テーマの下に、会員の応募論文の中から選ばれた一連の論文を掲載する。196号は独立論文号として、会員からの投稿論文を掲載する。論文掲載の可否を判断するにあたっては、レフェリーによる厳正な審査を行い、高い学術研究水準を維持しつつ、若手研究者にもその研究成果を発表する機会を提供する。
2. 研究成果の公開を一段と進めるため、独立行政法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナルの無料公開システム（J-STAGE）を活用する。すでに『国際政治』バックナンバー（1～187号）を公開している。
3. 英文ジャーナル International Relations of the Asia-Pacific は、年3回発行され、今年度は Vol.18 No.2, No.3, Vol.19 No.1 を発行する。投稿論文の掲載可否を判断するにあたっては、国際的なレフェリー陣による厳正な審査を行い、国際的な学術研究の最前線として高い水準を維持する。

Ⅲ. ニュースレターの発行と学会ウェブサイトの運営

1. 評議員会・理事会・各種委員会・分科会・事務局の活動の現況と今後の方針について情報を発信するとともに、会員からの声を反映し、会員相互の情報交換を促進するため、ニュースレター(和文)を年4回発行し、今年度は156号～159号を発行する。
2. 会員に対するメール配信を実施し、ニュースレターの発行に加えて、年次研究大会における報告の募集や学会誌の投稿論文の募集、国際学術会議などの情報を逐次案内する。
3. 学会ホームページを通じた情報発信を継続・拡充する。特に国際的な情報発信のため掲載情報の英文化を進める。
4. 昨年度 Web 上での会員情報管理システム(e-naf)に移行したが、引き続き会員が相互に一定の会員情報を閲覧出来る仕組みを維持する。

Ⅳ. 国際学術交流の促進

1. International Studies Association (ISA)、WISC (World International Studies Committee) など諸学会の動向や学術情報を会員に提供して、会員の国際学術会議への参加を促す。
2. 海外における研究成果発表や研究交流を促すため、国際会議に参加する一定数の会員に対してその渡航費などを助成する。なお、助成対象者の選考にあたっては、公募・審査を行う。
3. 韓国国際政治学会(Korean Association of International Studies)との交流について、研究大会において開催される日韓合同部会を中心に一層充実を図る。

Ⅴ. 学会奨励賞の授与

1. 若手会員の独創的な研究を奨励することを目的として2008年度に創設された学会奨励賞授与事業を継続する。選考は、学会奨励賞選考委員会がこれを行う。
2. 学会奨励賞受賞論文の英訳版を電子ジャーナル World Political Science に掲載するなど、国際的な情報発信を行う。

Ⅵ. 総会・評議員会・理事会の開催

1. 上記の事業の決定や承認、実施のために日本国際政治学会は、定時評議員会を2018年6月に開催する他、2019年3月に臨時評議員会を開催する(計年2回)。ま

た6月に交代予定の新理事会を2018年6月、9月、11月、12月、2019年3月に開催する（計年5回）。その他、理事会、評議員会による決議事項が発生した場合には、必要に応じて開催する。

2. 総会を2018年度11月研究大会（大宮ソニックシティ）開催時に大会会場にて開催する。

VII. 学会制度改革

1. 一般財団法人への移行後、内規などの学会制度の一層の見直しを必要に応じて行う。
2. 学会所蔵文書のアーカイブ化を継続し、学会の制度改革に利用する。
3. 学会事務の効率化、事務運営マニュアルの整備を一層進める。

以上。